

## 取調べ可視化の射程と影響

2010 年度弘前大学人文学部卒業研究  
裁判法ゼミナール4年 清水佑哉

はじめに

刑事裁判を行う上で、最も避けるべきは誤判の発生である。なかでも取調べの際に本意と異なる自白（虚偽自白）が発生することは、誤判の大きな原因となっており、これを打開するために密室で行われる取調べを可視化すべきであるという議論が世界的に古くからなされていた。

現在我が国では、一部事件について取調べの一部を録音・録画することが行われているが、日本弁護士連合会は全ての事件に対する全取調べ過程の可視化を求めており、法曹の世界でも意見の対立が生じている。

そこで本論文では、可視化のなされる程度の差異に着目し、刑事訴訟法（以下刑訴法）における取調べの位置付け、取調べ可視化の現状、海外での取り組み、そして可視化をめぐる議論を踏まえ、我が国で可視化を行う際の影響と、可視化がどの程度の射程でなされるべきかについて考察する。

### 第1章 刑事訴訟法における取調べ

まず取調べの概要について、刑訴法によると、司法警察員は、犯罪があると思料する時、犯人及び証拠を捜査することができ、その後、捜査において必要な場合には被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。

取調べ官は、被疑者の供述を調書に録取することができ、被疑者への読み聞かせなどを経て、被疑者が調書に誤りが無いことを申し立てた際、被疑者に署名押印を求めることができる。この署名押印のある調書は、裁判において一定の条件を満たせば証拠とすることができるようになる。

次に取調べの時間的制約について、取調べは警察官と検察官がそれぞれ行うことができるが、この2つの捜査機関による取調べが可能な最長日数は合計23日間である。しかし実務においては、別件逮捕や同一事件での再逮捕・再勾留が認められることもあるため、より長期化する可能性も存在する。

また取調べの法的規制として、被疑者は逮捕・勾留中を除き、出頭を拒み、出頭後も何時でも退去することが認められている。加えて、黙秘権や調書への署名を拒否できるといったいくつかの権利を有している。

しかし逮捕・勾留中を除くという要件は、学説によって、取調べは任意であるにもかかわらず、実質的には供述を強いるのと変わらない、という批判がなされている。この批判に対し判例は「身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があるとするのが直ちに被疑者からその意思に反して供述する自由を奪うことを意味するものではない」として退けている。これがいわゆる取調べ受任義務と呼ばれる問題である。

さらに被疑者・被告人は何時でも弁護人を選任できるが、弁護人が接見する日時は捜査機関が指定することとなっている。この捜査機関による接見指定について判例では「あくまでも必要やむをえない例外的措置である」としているが、学説には、接見交通は憲法に由来するが捜査権は刑訴法上の権利に過ぎず、また一方の当事者である捜査機関が指定を行うべきでないとする意見もある。しかし判例は同意見を退けており、ここでも学説と判例が激しく対立している。

最後に自白の証拠能力について、自白はそれが任意になされ、被疑者にとって不利益な唯一の証拠でない場合に限り証拠とすることができる。自白の任意性が争点とされた判例をいくつか見てみると、判例は任意性の有無をかなり緩やかに解していると言え、さらに証拠の唯一性についても、判例では自白以外の証拠について「自白にかかる事実の真实性を保障し得るものであれば足りる」としている。このことから、自白の証拠能力は全ての証拠の中でも際立って高いと言うことができ、取調べの際に自白を引き出す重要性を窺い知ることができる。

## 第2章 取調べ可視化推進の背景と現状

ここまで取調べに関連した刑訴法の条文や学説、判例等を見てきた。それでは次に取調べと冤罪は、具体的にどのような因果関係があるのかについて見ていく。

前述したように自白の証拠能力は非常に高いため、虚偽自白（この場合は無実の被疑者・被告人による自白）が発生した場合、冤罪が起こることが多い。そしてこの虚偽自白は取調べ中に発生するため、取調べと冤罪には深い関わりがある。

虚偽自白発生の法的要因については、まず代用監獄を用いた取調べ手法（代用監獄制度）が挙げられる。代用監獄制度とは、逮捕した被疑者の身柄を本来の拘禁施設である「拘留所」に置かず、警察署の「留置場」をその代用として身柄を置き、取調べを行う制度を総称したものである。このように、捜査機関である警察署に身柄を拘束することは、被疑者を捜査機関の支配化に置くことと同義であり、国際的にも批判がなされている。

さらに代用監獄制度に加え、自白がなされない限り保釈がほとんど認められないことや、取調べが長期化することも我が国の取調べの特徴とされており、この手法は人質司法と呼ばれている。

次に心理的要因について、取調べ時の取調官による圧力はとても大きく、無実の人間をも自白させる場合があるとされている。今日における心理学の研究によると、取調べを受ける者にとって取調べとは非日常的な状態であり、先の見えない無限に続くとも思える過酷な取調べを受けると、彼らには、たとえ後に自らの不利益となろうとも虚偽の自白をして自由になりたいという心理が生まれるという。このようにして虚偽自白は発生し、実際に数多くの冤罪が起きている。

こうした冤罪事件の発生を受け、政府はいくつかの取り組みを行った。

まず21世紀初頭に司法制度改革が行われ、代用監獄の根拠となっていた監獄法の改正（実情はほとんど変化せず）や取調べ状況の書面化の義務付け、裁判員裁判の導入などがなされた。

この裁判員裁判の導入を見据え、一部事件の取調べの一部の録音・録画が現在まで行わ

れている。2008年4月から2010年3月までの統計によると、公判においてDVDが証拠として再生された例が51件あり、自白の任意性が肯定された例が48件、否定された例が2件あり、任意性判断においてこの録画制度は一定の効果をあげていると言える。

これからの政府の取り組みとしては、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件を受け、検察の在り方検討会議が発足した。同会議では検察による証拠改ざんや違法な取調べの事後防止策及び事後是正策などが話し合われる予定であり、2011年3月に法務省へ向けた提言がなされる。

また上記事件の発生を受け、最高検察庁は同事件の調査・報告を行い、報告書において再犯防止のため特捜部の身柄事件に対し、2011年2月頃までに試行方針を策定した上で取調べの録音・録画を試行するとした。

こうした状況を受け、政府は2011年1月、取調べ可視化へ向けた刑訴法の改正法案を国会に提出する方針を固めたが、可視化の射程については、全過程の可視化は見送られる可能性が高いとされている。

### 第3章 海外での取り組み

ここまでは国内の取調べ事情について見てきたが、海外では可視化についてどのような取り組みが行われているのだろうか。

可視化先進国としては、英国（イングランド及びウェールズ）・オーストラリア（本論文で取り上げたのはNSW州）が挙げられる。

両国ともにも1980年代に全ての取調べの可視化がなされており、取調べを行うことのできる時間が我が国よりもはるかに短いといった特徴がある。また実際の取調べでは、まず取調官は録音機の説明や担当する者の名前、被疑者には法的助言を受ける権利があることなどを説明し、その後の取調べは終始穏やかな様子で行われ、問われる内容も事実の確認にとどまる。さらに可視化を行った影響として、法廷において取調べ時の被疑者の発言に関する議論がほとんど無くなったと言われている。

次にその他の国の事例として、アメリカ合衆国・韓国を取り上げる。

アメリカ合衆国では現在いくつかの州で取調べの可視化が行われているが、ほとんどの州で前述した可視化先進国である両国より遅れて導入された。理由として同国では、1966年にミランダールと呼ばれる被疑者の権利を守る規定が作られていたことがある。取調べを行う前に被疑者に対し黙秘権などの権利告知を行うというこの規定は、当時は画期的であるとされていたが、告知の様子がビデオ録画されていなかったため、従来の取調べにほとんど影響を与えず、現在では有名無実の物であるとの認識がなされている。そのため近年になり、急速に可視化が導入され始めているという。

韓国では2007年の刑訴法改正によって、取調べ時の弁護人立会い権が確立し、録画制度が導入された。我が国と同国の刑事法体系は非常に近いため、参考となる点も多いであろう。

そして各国ともに共通して言えることは、可視化制度の導入の背景及び目的には虚偽自白の発生や取調官による不法な取調べなどによって失われた警察や検察の信頼回復という狙いがあり、また同制度導入後は捜査機関がこれを歓迎していることである。

## 第4章 取調べ可視化論

以上を踏まえ、現在生じている取調べ可視化をめぐる議論を概観する。

可視化積極論の最大の根拠として、可視化は取調べの適正化及び誤判の発生防止に資するというものがある。導入済の諸外国の例を見ても、可視化により適正化のみならず不法な取調べが排除されることが期待できる。さらに供述及び自白の任意性判断に関する事後的検証が可能となり、密室で行われた取調べの不毛な水掛け論を法廷で争うことがなくなる、ということも論拠となるであろう。

加えて供述調書の大幅な簡略化が可能となることで捜査が効率化し、また被疑者・被告人にとっても現在行われている非常に長い取調べ時間が短縮される可能性も高いため、双方にとってウィンウィンとなる大きなメリットがあると考えられる。

一方可視化消極論の論拠として、刑事事件の膨大な事件数と録画時間の問題があり、仮に全ての取調べを録音・録画した際、実際に使われるのは全体の極めてわずかな一部であるために、再生されず無駄となるものが非常に多い。そして 200 時間とも言われる取調べの全過程を裁判員らが視聴する場合、彼らの負担は計り知れない、というものがある。

次に可視化をした場合、取調官と被疑者・被告人の信頼関係が構築できなくなり自白に至らせることが困難になるという捜査機関からの反対論がある。このように自白を引き出すことが困難になると、我が国の治安悪化は免れないという。

## 第5章 考察

ここまでの議論を踏まえ、取調べ可視化の射程と影響について考察する。

従来の裁判は、取調べ時の調書に重きを置いていた。この調書には被告人の生い立ちから始まる被告人の人間性を多分に含む綿密なものが求められ、これらを元にした膨大な証拠に基づいて裁判がなされた。これが精密司法と呼ばれる手法である。

しかし精密司法には様々な問題点があり、証拠が膨大であることから審理に時間がかかり過ぎることもそのひとつである。そこで現在では、裁判員制度の導入などにより裁判を短期化することが進められており、被告人の有罪立証と量刑判断に直接関わる客観証拠のみを重視するという核心司法への潮流が生じている。

このような状況のもと、取調べ可視化が行われた場合、諸外国の例からも取調べは事実確認などに終始することが予想されるため、膨大であった証拠数は減少し、事件に直接関わる証拠のみが集められるようになるであろう。そのため可視化は、精密司法から核心司法へ移行するプロセスにおいても重要な役割を果たし、その射程は刑事司法の基本的なあり方の変革に及ぶと考えられる。

次に可視化による捜査手法への影響について、従来までは供述調書を代用監獄での長期の被疑者・被告人の身柄拘束の下で作成し、公判の証拠として重視してきた。これは多くの批判がなされている一方、捜査機関にとって証拠を集めるための重要な武器となっていたこともまた事実である。

しかし可視化がなされた場合、この武器の威力はかなり小さくなることが予想され、そ

それを懸念する声や、可視化制度を導入するのならば、取調べに変わる新しい証拠集めの武器となる制度を整備すべきとの声も上がっている。具体的に言うと、おとり捜査や司法取引など、我が国では認められていない捜査手法の整備などである。

可視化の範囲については、一部のみ可視化する場合、結局は録画のなされていない場面で何が起こったのかという水掛け論の発生可能性が多分に残り、可視化を行う目的が全く果たせないと考えるため適切ではない。

そのため取調べは全過程が可視化されるべきであると考え。全過程を可視化することについては、裁判員への大きな負担となることや治安の悪化などが懸念される。しかし、可視化を行う最大の意義は誤判の発生防止であり、これは費用対効果の問題よりも優先されるべきであり、全面可視化によって信頼関係の構築が難しくなるのならば、それに変わる新しい取調べ手法の考案がなされるべきである。

思うに、従来までの取調べ手法では冤罪の発生を防ぐことは出来ず、捜査機関の信頼向上という目的においても、可視化導入は不可避である。しかし、ただ可視化を行うだけでは治安の悪化という恐れも生じる。そこで、可視化導入とともに捜査機関の武器となる新しい制度の整備も同時に行い、従来までの自白中心主義的なあり方から取調べ手法の転換が行われるべきであると考え。

おわりに

本論文では、可視化論の比較・検討を行った結果、最終的に全ての取調べの全過程を可視化すべきであると結論付けた。取調べの全面可視化は、精密司法から核心司法への転換を促進する射程と実務への影響力を持ちうるが、自白偏重とも言うべき司法の現状の改革が今後の課題として残っている。